

医政歯発 0612 第 1 号
平成 26 年 6 月 12 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保健所を設置する市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 医務主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局歯科保健課長
(公 印 省 略)

歯科技工士の資格確認の徹底について（通知）

今般、無資格者が歯科技工の業務に従事していた事例が判明した。

歯科技工士法第17条に基づき、歯科医師又は歯科技工士でなければ、業として歯科技工を行ってはならない。

今後、同様の事例が発生することのないよう、歯科医療機関や歯科技工所で歯科技工士を採用する際には、免許証の原本を確認するとともに、併せて運転免許証等の原本により本人確認を徹底するように、関係者、関係団体等に周知徹底を図るようお願いする。

